「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

令和5年(ネ)第292号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件 控訴人 大江 千東 外 被控訴人 国

証 拠 説 明 書 2 (甲A554号証~甲A567)

2023 (令和5) 年3月●日

東京高等裁判所第2民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士上杉崇子同寺原真希子

ほか

号	標	1	作成	/r+×	
(甲A)	(原本・写しの別)		年月日	作成者	立証趣旨
5 5 4	土井真一「婚姻	写し	2022年2月	土井真一	夫婦同氏強制規定の憲法適合性に関す
	の際に夫婦別		4 日		る最高裁大法廷令和3年6月23日決定
	氏の選択を許				についての京都大学の土井真一教授によ
	さない民法 750				る評釈。
	条及び戸籍法				・憲法24条の基礎には、婚姻は「個人の
	74条1号の合				幸福の追求についての意思決定の中で最
	憲性」新・判例				も重要なものの一つ」(同決定三浦裁判官

		解説 Watch 憲				意見) であるとの認識が存し、国会には、
		法 No.195				できる限り多くの国民が利用できる婚姻
						制度を構築すべき憲法上の要請があるこ
						と (2頁右)
						・憲法24条2項は婚姻及び家族に関する
						法律全体について個人の尊厳と両性の本
						質的平等に立脚して制定されることを求
						めており、その及ぶ範囲は多岐に渡るから
						立法府の裁量はことがらに応じて当然に
						広狭がありうること (3頁左)
	5 5 5	大阪地方裁判	写し	2022年	大阪地方	本件と同種事件における大阪地方裁判
		所判決		6月20日	裁判所裁	所判決は、本件諸規定の憲法適合性を肯定
					判官	したが、誰と婚姻するかの選択が個人の自
						己実現そのものであり、婚姻による利益は
						人格的尊厳にかかわる重要な人格的利益
						であること、本件諸規定により重大な不利
						益が生じていることついて以下の判断を
						示していること。
						「婚姻の本質は、永続的な精神的及び肉体
						的結合を目的として公的承認を得て共同
						生活を営むことにあり、誰と婚姻するかの
						選択は正に個人の自己実現そのものであ
						る」(判決25頁)
						「同性愛と異性愛が単なる性的指向の違
						いにすぎないことが医学的にも明らかに
_						

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

なっている現在、同性愛者にも異性愛者と 同様の婚姻又はこれに準ずる制度を認め ることは、憲法の普遍的価値である個人の 尊厳や多様な人々の共生の理念に沿うも の」(同上)

「(婚姻による) 公認に係る利益は、婚姻した当事者が将来にわたり安心して安定した共同生活を営むことに繋がるものであり、・・・自己肯定感や幸福感の源泉といった人格的尊厳にかかわる重要な人格的利益ということができる。このような人格的利益の有する価値は、異性愛者であるか同性愛者であるかによって異なるものではない」(26頁~27頁)

「本件諸規定が・・同性間の婚姻を規定 していないため、異性愛者は自由に婚姻で きるのに対し、同性愛者は望みどおりに同 性と婚姻をすることはできないという重 大な影響が生じている」(30~31頁)

「本件区別取扱いは・・性的指向という本人の意思や努力によっては変えることのできない事柄によって、婚姻という個人の尊厳に関わる制度を実質的に利用できるか否かについて区別取扱いをするものであることからすると、本件区別取扱いの憲法適合性については、このような事柄の

				1	T	
						性質を考慮して、より慎重に検討される必
						要がある」(39頁)
						「現時点のわが国においては、同性愛者
						には、同性間の婚姻制度どころか、これに
						類似した法制度さえ存しないのが現実で
						あり、その結果、同性愛者は、・・婚姻によ
						って異性愛者が享受している種々の法的
						保護、特に、公認に係る利益のような重要
						な人格的利益を享受することができない
						状況にある」(39頁)
5 5	5 6	『家族思想と	写し	2004.8.1	依田精一	現行憲法制定及び民法改正の当時、国
		家族法の歴史』				民世論や帝国議会・臨時法制調査会・国
		抄本				会の内に、戸主権や「家」制度の廃止に
		190 頁、195 頁				反対する意見が存在したこと(190頁・
		~198 頁				196 頁、197 頁)。
						毎日新聞が1947年(昭和22年)3
						月25日に実施した世論調査において、
						「法律上の「家」廃止を是とする」回答が
						57.9%、「非とする」 回答が37.4%
						であったこと(190 頁)。
						このように家制度を容認する意識や議
						論がなお残存する中でも、憲法制定と憲法
						の要請に基づく民法の改正が実現された
						こと。
5 5	5 7	「家族の法制	写し	2013.2.18	内閣府	2012年(平成24年)12月に内閣府

	,		1	1	1
	に関する世論				が実施した世論調査の結果中「嫡出でない
	調査」				子の相続分」についての質問に対する回答
	図 24 嫡出で				の状況。
	ない子の相続				·最大決平成25年9月4日婚外子相続
	分				差別違憲決定の当時、嫡出でない子の相続
					分を嫡出子の相続分と等しくすべきであ
					ると考える国民の割合は20%台にとど
					まり、相続分は2分の1のままでよいと考
					える国民の割合の方が10%程度高かっ
					たこと等。
5 5 8	「家族の法制	写し	2013.2.18	内閣府	2012年(平成24年)12月に内閣
	に関する世論				府が実施した左記世論調査の結果中の
	調査」				「嫡出でない子の法律上の取扱い」につ
	図 23 嫡出で				いての質問への回答状況。
	ない子の法律				・同調査結果図23「「嫡出でない子の法
	上の取扱い				律上の取扱いについて」によれば、婚外
					子の相続分を差別する民法の規定を合憲
					とする最高裁決定(最大決平成7年7月
					5日)と同じ年である平成7年6月に内
					閣府が実施した世論調査から、最高裁が
					違憲判断を下した2013年(平成25
					年)までの間に、嫡出でない子について
					「不利益な取扱いをしてはならない」と
					の回答が漸次増加する一方、「正式な婚姻
					を保護すべきであり・・・不利益な取扱いを

					することがあってもやむを得ない」との
					回答が漸次減少し、2012 (平成2
					4) 年12月の調査では前者が60.
					8%、後者が15.4%となっているこ
					と。
					・このような状況のもと、婚外子相続分
					差別違憲決定は、「父母が婚姻関係になか
					った・・・子に不利益を及ぼすことは許さ
					れ」ないとの考えが確立されてきている
					旨判示し、「不利益な取扱いをすることが
					あってもやむを得ない」との意見を排斥
					したこと。
5 5 9	欠番				
5 6 0	「【産経・FN	写し	2023.2.20	株式会社	産経新聞社とFNN(フジニュースネッ
	N合同世論調			産業経済	トワーク) が本年2月18日、19日の
	查】LGBT法			新聞社	両日に行った合同世論調査の結果。
	案、同性婚法制				・同性婚の法制化に賛成する回答が自民
	化…自民支持				党支持層において60.3%、立憲民主
	層の過半数が				党支持層において74.0%、日本維新
	賛成」(THE				の会支持層において86.9%、無党派
	SANKEI				層において76.3%となり、いずれも
	NEWS)				半数を大きく上回ったこと。
					・年代別では、18~29歳は91・
					4%が賛成と回答し、70歳以上では半
					数を割るものの47・0%が賛成と回答

	<u> </u>				
					したこと。
5 6 1	2021年社	写し	2022.9.9	国立社会	2021(令和3)年6月に国立社会保
	会保障・人口問			保障・人口	障・人口問題研究所が実施した第16回
	題基本調査 <			問題研究	出生動向基本調査の結果。
	結婚と出産に			所	・「結婚したら子を持つべき」とする意見
	関する全国調				に賛成する者の割合は、2015年の第
	查> 第16回				15回調査と比較して、女性では67.
	出生動向基本				4%から36.6%に、男性では75.
	調査 結果の				4%から55.0%にいずれも「大幅に
	概要(抄本)				低下」したこと。
	(1,2,6,7,92,93				
	頁)				
5 6 2	「スイスで初	写し	2022.7.4	株式会社	本訴訟第一審の口頭弁論終結後の令和4
	の同性婚喜び			時事通信	年7月にスイスで同性間の婚姻の法制化
	の挙式」(時事			社	が実現したこと。
	通信ニュース)				
5 6 3	「スロベニア	写し	2022.7	株式会社	本訴訟第一審の口頭弁論終結後の令和4
	の憲法裁が同			アウト・ジ	年7月にスロヴェニアで同性間の婚姻の
	性婚を認める			ヤパン	法制化が実現したこと。
	よう法改正を				
	命じ、結婚の平				
	等が達成され				
	ることになり				
	ました」				
	(Magazine				

	for LGBTQ +				
	Ally-PRIDE				
	JAPAN)				
5.0.4	,	7 1	2022 0 25	h . 1.	
5 6 4		写し	2022.9.27		本訴訟第一審の口頭弁論終結後の令和4
	同性婚合法化、			ジャパン	年9月にキューバで同性間の婚姻の法制
	国民投票で圧			株式会社	化が実現したこと。
	倒的多数の賛				
	成」(CNN.co.				
	jp)				
5 6 5	ウェブサイト	写し	2023.2.9	みんなの	法律上同性のカップルについて、国の法
	「みんなのパ		(印刷日)	パートナ	律では婚姻が認められない中で、少しで
	ートナーシッ			ーシップ	も婚姻に近づけて扱おうとする取り組み
	プ制度 日本			制度	が全国の自治体レベルで急速に進んでい
	全国の最新の				ること。
	普及率・制度内				本訴訟第一審の口頭弁論終結後にもパ
	容が分かる」				ートナーシップ証明制度の導入拡充が進
					み、左記日時現在において全国の人口普
					及率が既に65.2%に達しているこ
					と。(本年3月15日現在は67.5%で
					ある)
5 6 6	「国連:LGBT	写し	2013.9.26	Human	2013年(平成25年)9月26日、
	の人権に関す			Rights	国連のLGBTコアグループが主催した
	る画期的な閣			Watch	LGBTの人権に関する閣僚級会合が開
	僚級会合」				催され、2008年の同グループ結成時
					からのメンバーである日本政府も出席し

			て、他の参加国とともに、差別的な法律
			を破棄し、憎悪に基づく暴力への対処を
			改善すると共に、性的指向と性自認に基
			づく差別からの十分かつ適切な法的保護
			を確保するよう強く求める宣言を採択し
			たこと。このように、日本は国全体をあ
			げて性的マイノリティの人権問題に取り
			組むことを宣明したこと。
			(国連 LGBTI コアグループについつて
			は甲A196号証参照)
5 6 7	欠番		